

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第72号）（文化市民局市民スポーツ振興室及び子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宝が池公園運動施設の利用料金の上限額及び使用料の適正化を図るため京都市宝が池公園運動施設条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分				利 用 料 金							
				改 正 前				改 正 後			
				アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
球 技 場	全面 利用	午前9時から正午まで	日曜日等	円 28,800	円 36,000	円 86,400	円 109,020	円 <u>29,330</u>	円 <u>36,660</u>	円 <u>88,000</u>	円 <u>111,040</u>
			その他の日	21,600	26,740	64,800	83,310	<u>22,000</u>	<u>27,230</u>	<u>66,000</u>	<u>84,850</u>
		午後1時から午後5時まで	日曜日等	38,050	47,310	113,140	142,970	<u>38,760</u>	<u>48,190</u>	<u>115,230</u>	<u>145,610</u>
			その他の日	28,800	37,020	87,420	109,020	<u>29,330</u>	<u>37,710</u>	<u>89,040</u>	<u>111,040</u>
		午後5時30分から午後9時まで	日曜日等	38,050	47,310	113,140	142,970	<u>38,760</u>	<u>48,190</u>	<u>115,230</u>	<u>145,610</u>
			その他の日	28,800	37,020	87,420	109,020	<u>29,330</u>	<u>37,710</u>	<u>89,040</u>	<u>111,040</u>
		午前9時から午後9時まで	日曜日等	104,900	130,620	312,680	394,960	<u>106,850</u>	<u>133,040</u>	<u>318,460</u>	<u>402,260</u>
	その他の日		79,200	100,780	239,640	301,350	<u>80,660</u>	<u>102,650</u>	<u>244,080</u>	<u>306,930</u>	
	特定部分利用（1時間につき）	日曜日等					4,830		4,920		
		その他の日					3,600		3,660		
テニスコート（1面1時間につき）	日曜日等					2,050		2,090			
	その他の日					1,640		1,670			
フットサルコート（1時間につき）	午前8時から午後5時まで	日曜日等					6,170		6,280		
		その他の日					4,110		4,180		
	午後5時から午後9時まで	日曜日等					8,220		8,370		
		その他の日					6,170		6,280		
体 全面	午前8時から正午	日曜日等	14,400		154,290		<u>14,660</u>		<u>157,140</u>		

育 館	利用	まで	その他の日	10,800	118,290	11,000	120,480
			午前9時から正午ま	日曜日等	9,260	106,460	9,430
		で	その他の日	7,200	82,800	7,330	84,330
			午後1時から午後5	日曜日等	14,400	154,290	14,660
		時まで	その他の日	10,800	118,290	11,000	120,480
			午後5時30分か	日曜日等	20,060	213,430	20,430
		ら午後9時まで	その他の日	15,430	166,110	15,710	169,180
			午前8時から午後	日曜日等	48,860	522,000	49,750
		9時まで	その他の日	37,030	402,680	37,710	410,140
			午前9時から午後	日曜日等	43,710	474,170	44,520
		9時まで	その他の日	33,430	367,200	34,040	373,990
			1時間につき	日曜日等		1,850	
		その他の日			1,540		1,560
		半面利用 (1時間につき)	日曜日等		920		940
その他の日			820		830		
トレーニングルーム (1人1回につき)					300		310
会議室 (1時間につき)					510		520

(2) 超過利用料金 (正午から午後9時までの1時間につき)

区 分			利 用 料 金							
			改 正 前				改 正 後			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
球技場	正午から午後5時ま	日曜日等	円 12,340	円 14,400	円 33,940	円 44,220	円 12,570	円 14,660	円 34,570	円 45,040
		その他の日	8,330	12,340	25,710	33,940	8,480	12,570	26,190	34,570
	午後5時から午後9	日曜日等	12,340	14,400	33,940	44,220	12,570	14,660	34,570	45,040
		その他の日	8,330	12,340	25,710	33,940	8,480	12,570	26,190	34,570
体育館	正午から午後5時ま	日曜日等		3,600		39,650		3,660		40,380
		その他の日		3,010		29,560		3,060		30,100
	午後5時から午後9	日曜日等		6,270		62,260		6,380		63,410
		その他の日		4,750		48,080		4,830		48,970

備考 (1)及び(2)の表は、京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成30年12月21日京都市条例第36号，平成31年9月1日施行）による改正内容を反映している。

(3) 構内地に係る利用料金

区 分		利用料金	
		改正前	改正後
売店，食堂又はこれらに類する施設 を設置して行う営業	1平方メートル につき1日	円 1,020	円 <u>1,040</u>
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,260	<u>2,300</u>

(4) こども体育館に係る使用料

区 分		使用料（1時間につき）	
		改正前	改正後
日曜日等		円 1,550	円 <u>1,570</u>
その他の日		1,240	<u>1,260</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第72号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2球技場の項から会議室（1時間につき）の項までを次のように改める。

球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
			29,330	22,000	38,760	29,330	38,760	29,330	106,850	80,660				
	その他	入場料を徴収する場合	36,660	27,230	48,190	37,710	48,190	37,710	133,040	102,650				
		入場料を徴収しない場合	88,000	66,000	115,230	89,040	115,230	89,040	318,460	244,080				
		入場料を徴収する場合	111,040	84,850	145,610	111,040	145,610	111,040	402,260	306,930				
		テニスコート(1面1時間につき)							2,090	1,670				
		フットサルコート(1時間につき)							6,280	4,180				
体育館	全面利用	アマチュアスポーツ	A	14,660	A	11,000	14,660	11,000	20,430	15,710	C	49,750	C	37,710
			B	9,430	B	7,330					D	44,520	D	34,040
		その他	A	157,140	A	120,480	157,140	120,480	217,380	169,180	C	531,660	C	410,140
			B	108,430	B	84,330					D	482,950	D	373,990
			半面利用(1時間につき)							940	830			
			トレーニングルーム(1人1回につき)	310										
		会議室(1時間につき)	520											

別表第2備考8中「4,830円」を「4,920円」に、「3,600円」を「3,660円」に改め、同備考9中「8,220円」を「8,370円」に、「6,170円」を「6,280円」に改め、同備考10中「1,850円」を「1,880円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

「

円	円	円	円
12,340	8,330	12,340	8,330

別表第3備考以外の部分中

14,400	12,340	14,400	12,340
33,940	25,710	33,940	25,710
44,220	33,940	44,220	33,940
3,600	3,010	6,270	4,750
39,650	29,560	62,260	48,080

を

「

円 12,570	円 8,480	円 12,570	円 8,480
14,660	12,570	14,660	12,570
34,570	26,190	34,570	26,190
45,040	34,570	45,040	34,570
3,660	3,060	6,380	4,830
40,380	30,100	63,410	48,970

に改める。

」

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,020」を「1,040」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,260」を「2,300」に改める。

別表第6日曜日等の項中「1,550」を「1,570」に改め、同表その他の日の項中「1,240」を「1,260」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」とい

う。)の規定による京都市宝が池公園運動施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為及び改正後の条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室及び子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)